

# 議会あれこれ～請願、陳情について～

## 1 請願、陳情って何？

市民の皆様が、市政に関する意見や要望を議会に伝える方法として請願、陳情があります。請願や陳情はどなたでも提出することができます。

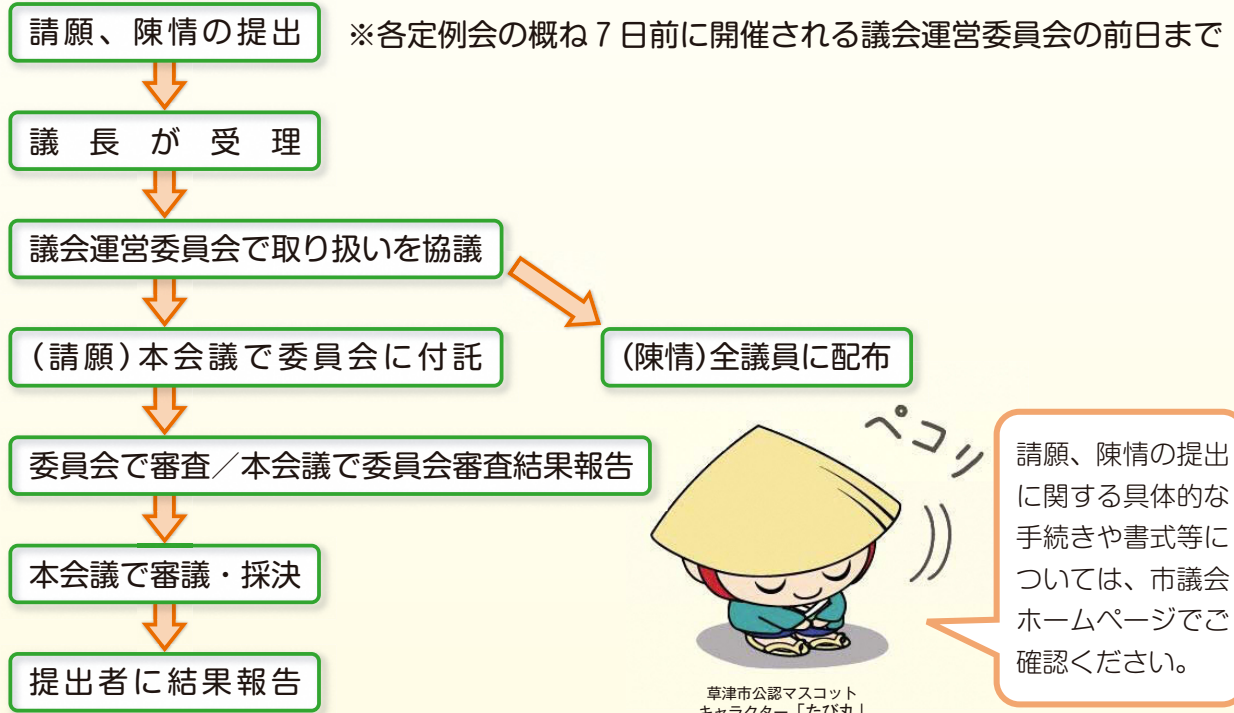
市議会議員の紹介があるものは請願、無いものは陳情として取り扱います。

請願は、誰でも行使できる権利ですが、市議会議員の紹介が必要であり、地方自治法や草津市会議規則で手続きが規定されています。陳情は、市政について意見や要望を提出することですが、請願と違い法律的な権利として行われるものではありません。

## 2 請願、陳情の受付の時期や審査について

請願、陳情はいつでも提出できますが、年4回の定例会で審議・審査を行うことを原則としており、各定例会開会の概ね7日前に開催される議会運営委員会の前日までに提出された請願、陳情は、議会運営委員会で取り扱いを協議します。請願については定例会で委員会に付託し、審議・審査を行います。陳情は全議員に配付し、内容の周知を図りますが審議・審査は行いません。

## 3 審議・審査の流れ



### 宛先・問合せ先

#### 草津市議会事務局

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号  
 TEL. 077-561-2413 FAX. 077-561-2485  
 Eメール gikai@city.kusatsu.lg.jp

●草津市議会ホームページ  
<http://www.kusatsu-shigikai.jp/>

草津市議会



議会広報編集委員一同

2019年は亥年。十二支の最後の年となりますが、新しいサイクルへの準備の年でもあります。議会広報編集委員会として試行錯誤しながら編集に取り組んでいます。様々な視点も必要と感じています。ぜひ議会広報についてのご意見をお寄せください。よろしくお願いいたします。

編集後記

くさつ市議会だよりは、スマートフォン用アプリ「マチイロ」「SideBooks」でも配信中。

マチイロ (旧広報誌)



iOS版



Android版

SideBooks (地域本棚)



iOS版



Android版